

平成26年7月
文部科学省

2 基本調査の実施

- 「基本調査」とは、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、事案発生（認知）後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである

（１）調査対象と調査の主体

- 調査対象は、自殺又は自殺が疑われる死亡事案である
- 自殺又は自殺が疑われる死亡事案とは、学校が認知できた情報をもとに、学校の管理職が、自殺であると判断したもの及び自殺である可能性が否定できないと判断したもの（「児童生徒の自殺等に関する実態調査」（平成23年6月1日23初児生第8号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）と同じ調査対象）
- 設置者の指導・支援のもと、基本調査の主体は学校を想定している
- 膨大・多様な情報が集まった場合など、情報の整理には時間と人員が必要であり、設置者の人的支援が必要となる
- この段階から、学校及び学校の設置者だけでなく、子供の自殺予防等に精通した専門家の支援が有効である
- 基本調査は、あくまで事実関係を整理するため、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するものである。得られた情報を踏まえた、自殺に至る過程や心理の検証は、「詳細調査」において行う

＜ 基本調査を全件対象とする趣旨 ＞

- 一般に、自殺が起こったときに、亡くなった人と関係が深かった人が「なぜ亡くなったのか知りたい」という切実な感情を抱くことは、自然なことである
- 子供が自殺していく背景には、様々な問題を抱えていることも多く、自殺が実際に起きてしまう前に子供は助けを求める何らかのサインを発していた可能性もある
- 学校は、子供が日々成長していく重要な場の一つであり、背景調査には、子供とともに過ごしていた学校の視点が必要不可欠である
- もし子供への指導や安全配慮で欠けていた部分があるのだとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要となる
- また、調査を通じて、その子供が亡くなったことにより強く影響を受ける他の子供を把握することが可能となり、二次被害を起こさないための取組につなげることも可能となってくる
- 以上のことより、死因が自殺であることが公表されているか否かに関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理する「基本調査」は必ず実施する
- 一方で、死因は個人情報であり、子供や保護者に自殺の事実を伝えて行う調査の実施には、必ず、遺族の理解が必要なことにも注意する（→詳細は後述）

（２）基本調査の実施

- 基本調査として、事案が発生（認知）したその日から開始すべき対応には、以下のようなものがある

＜ 遺族との関わり・関係機関との協力等 ＞

- 事案発生（認知）直後から無理に状況確認をするのではなく、遺族の心情に配慮し、

今後の接触を可能とするような関係性を構築する

- 検視等を行う警察との協力や、亡くなった子供と関わりのある関係機関（これまで対応していた行政機関、医療機関等）との情報共有を図る

< 指導記録等の確認 >

- 前提として、日常的に指導記録を蓄積しておく
- 指導記録以外にも、亡くなった子供の作文や作品、いわゆる「連絡帳」や「生活ノート」、教科書やメモ、プリント類などにも何らかの手掛かりがあることもあるため、即時集約して確認・保管する
- 亡くなった子供の机や上履きなどの所有物の状況を確認・集約する
- 他にも学級日誌や部活動・委員会活動などに関するノートなどが参考になることもある

< 全教職員からの聴き取り >

- 子供とともに生活していた教職員の視点が必要不可欠であり、もし子供への指導や安全配慮で欠けていた部分があるのだとすれば、速やかにそれを把握し、事実に向き合うことが必要となる
- このため原則として3日以内を目途に、できるだけすべての教職員から聴き取りを実施することが必要である（問題を共有する意味からも、すべての教職員からの聴き取りが重要）
- 校長や教頭などが聴き取りすることが一般的だが、教職員が話しやすいかどうかも考慮し、必要ならば、教育委員会など学校外の者が聴き取る
- 調査に先立って、教職員に調査の趣旨・対象を説明する（亡くなった子供が置かれていた状況や子供の人となり把握するために必ず行う調査であり、全員が対象であること等）
- 聴き取る内容は、亡くなった子供が所属する学級や部活動、委員会活動等での様子、友人や教職員との関係などの対人関係、亡くなった子供の健康面や性格面、学習面や進路面などで把握していること、家族関係や学校外での生活のことで把握していることなど
- 学級担任や部活動顧問など、教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関につなぐ
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等はもとより、指導員等の外部人材が学校に派遣・配置されている場合には、聴き取りを実施する

< 亡くなった子供と関係の深かった子供への聴き取り調査 >

- 上記3点に加え、状況に応じ、亡くなった子供と学級や部活動などにおいて関係の深かった子供への聴き取り調査も、適切に実施する。ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、子供への調査には制約を伴う
- 亡くなった子供が、亡くなる前に周囲の子供に何らかのSOSを発信していることもありえ、それを受け取っていた子供が、大人につなぐことができずにいたような場合もありうる（例えば、友人へのメールやアプリケーション等への書き込みで、何かを伝えようとしているときもある）
- 聴き取りの前には、保護者に連絡して理解・協力を依頼するとともに、保護者と連携してケア体制を万全に整える
- 聴き取りをしたことが周囲に知られないように、十分配慮することが必要である
- 聴き取る際には、これらの子供は、自殺の危険が高まっている状態にあるという認識を常に持ち、心のケアをすることが必要となる

- むしろ、心のケアの中で、何か気になっていることがあれば自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する等の手段も考えられる

（３）情報の整理・報告

- 得られた情報の範囲内で、情報を時系列にまとめるなどして整理し、整理した情報を学校の設置者に報告する
- いじめが背景に疑われる場合、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対処として、重大事態の発生の報告が必要である。この場合、国立大学に附属して設置される学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方公共団体の長へ、私立学校は当該学校を所轄する都道府県知事へ、学校設置会社が設置する学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方公共団体の長へ、重大事態発生について報告する

（４）基本調査における遺族との関わり

- 学校及び学校の設置者は、上記（３）でとりまとめられた基本調査の経過及び整理した情報等について適切に遺族に説明する
- 学校生活におけるトラブル等が認知された場合、事実関係の整理に時間を要することもありうるが、必要に応じて適時適切な方法で、経過説明があることが望ましく、最初の説明は、調査着手からできるだけ1週間以内を目安に行う
- この時点で得られている情報は断片的である可能性があり、「学校では悩みを抱えていなかった」のような断定的な説明はできないことに留意する
- 事実関係をもとに自殺に至る過程や心理を検証するには、「詳細調査」に移行することが必要であることに留意する（よって、この時点においては安易に因果関係に言及すべきでない）
- 今後の調査についての学校及び学校の設置者の考えを伝えて、遺族の意向を確認することが必要となる（詳細調査への移行等については次項「詳細調査への移行の判断」参照）